第三条第一項第五号、第九条第二項及び第四項並びに第十六条第一項及び第二項中「独立行政法人日本スポーツ振興センター」を「独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　藤井　裕久
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○総務省・財務省令第六号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第六条第一項の規定に基づき、地方財政法施行令附則第五条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

総務大臣　原口　一博
財務大臣　藤井　裕久

地方財政法施行令附則第五条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令附則第五条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令（平成十九年総務省令・財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令

第一条中「附則第五条第一項第一号ハ」を「附則第六条第一項第一号ハ」に改める。

第二条中「附則第五条第一項第一号ニ」を「附則第六条第一項第一号ニ」に改める。

第三条中「附則第五条第一項第二号ハ」を「附則第六条第一項第二号ハ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十三日から適用する。

平成二十一年十一月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第十五号を次のように改める。

十五　ジョインベスト証券株式会社

第一条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第百二号までを一号ずつ繰り上げる。

○法務省告示第五百四十三号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十一年十一月二十日

法務大臣　千葉　景子

指定の効力が生ずる日	事務
平成二十一年十二月一日	奈良地方法務局五條支局登記所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務
平成二十一年十二月一日	那覇地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務

○外務省告示第五百三十九号

平成二十一年十月八日、国際連合安全保障理事会において、アフガニスタンに展開する国際治安支援部隊の承認を十二ヶ月間延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十一年十一月二十日

外務大臣　岡田　克也

（訳文）

二千九年十月八日に安全保障理事会がその第六千百九十八回会合において採択した決議第千八百九十号（二千九年）

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の決議、特に決議第千三百八十六号（二千一年）、第千五百十号（二千三年）、第千八百三十三号（二千八年）及び第千八百六十八号（二千九年）を再確認し、

また、決議第千二百六十七号（千九百九十九年）、第千三百六十八号（二千一年）、第千三百七十三号（二千一年）及び第千八百二十二号（二千八年）を再確認し、また国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶するための国際的な努力に対する支持を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議第千二百六十五号（千九百九十九年）、第千二百九十六号（二千年）、第千六百七十四号（二千六年）及び第千七百三十八号（二千六年）、女性及び平和と安全に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）及び第千八百八十九号（二千九年）並びに児童と武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）及び第千八百八十二号（二千九年）を想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い支持を再確認し、

アフガニスタン全土にわたる治安及び法と秩序を提供する責任がアフガニスタン当局に所在することを認識し、治安状況を改善するためのアフガニスタン政府に対する支援における国際治安支援部隊（ＩＳＡＦ）の役割を強調し、また、アフガニスタン政府のＩＳＡＦとの協力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の相互連関的な性質を再度認識し、治安、統治及び開発並びに麻薬対策の分野横断的な問題についての持続的な進展が相互に強化し合うことを再確認し、また、包括的な取組を通じこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府及び国際社会の継続的な努力を歓迎し、

この文脈で、腐敗行為と闘い、透明性を促進し、また、責任を増大させるためのアフガニスタン政府による更なる努力の必要性を強調し、

アフガニスタンにおける平和及び安定を促進するに当たり、国際連合が国際社会の努力を主導することにより引き続き果たす中心的かつ公平な役割を強調し、この文脈において、国際連合アフガニスタン支援ミッション（ＵＮＡＭＡ）の目的とＩＳＡＦの目的との間の相乗効果に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮し、強化された協力、協調及び相互支援を行っていく必要性を強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、特に、児童を含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員及び文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非合法武装集団、犯罪者及び麻薬取引に従事する者による暴力行為及びテロ行為の拡大、及びテロリズムの活動と不法薬物との間で強まっている結びつきについての強い懸念を表明し、

ＩＳＡＦに対し、指定された責任の範囲内で、関係の国際的な及び地域の関係者と協力しつつ、不法な麻薬生産及びその密輸の脅威に対処するためのアフガニスタンによる持続的な努力を更につ効果的に支援するよう慫慂し、また、麻薬の生産及び取引が地域の安全と安定に与える悪影響と闘うにあたり、国際連合薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）が果たす重要な役割を認識し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的な役務を提供し、また、彼らの人権及び基本的自由の完全な享受を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバーン、アル・カーイダその他過激派集団による暴力及びテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する懸念を同様に表明し、

治安状況を改善し、タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団によりもたらされている脅威に引き続き対処するため、ＩＳＡＦ及び不朽の自由作戦（ＯＥＦ）連合を含む国際社会の支援を得て行われるアフガニスタン政府による継続的な努力への支持を改めて表明し、この関連で、ＩＳＡＦ及びＯＥＦ連合によるものを含む継続的な国際的努力の必要性を強調し、

文民、アフガニスタン部隊及び国際部隊を標的とするすべての攻撃（簡易爆発装置（ＩＥＤ）、自爆攻撃及び拉致を含む。）、並びにアフガニスタンにおける安定、復興及び開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、並びにタリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難し、